

第3回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

と き 平成21年2月16日(月) 午前9時30分～
 ところ 崇城大学市民ホール(市民会館)2階「大会議室」



第3回協議会では、第2回で提案された「地方税の取扱い」「企画財政関係事業」「環境保全関係事業」「水道関係事業」および「電算関係事業」について協議を行い、原案のとおり承認されました。

また、「市民生活関係事業」など5件について提案され、第4回協議会で採決されます。

【協議項目】

■協議第9号 地方税の取扱い

- 「都市計画税」については、『政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。』
- 「事業所税」については、『「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除(合併の年度及びその後5年度)とし、その後は熊本市の例に統一する。なお、植木地域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。』
- 「法人市(町)民税」については、『「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税(合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)とする。』
- 「入湯税」については、「熊本市の例に統一する。なお、植木地域における入湯税の相当額については、植木地域における観光の振興等(植木温泉等の振興)に要する費用に充てていくものとする。」

■協議第17号 企画財政関係事業について

- 「慣行の取扱い」については、「市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。」
- 「コンビニエンスストアでの市税収納」については、「新市の事業として継続する。」

■協議第21号 環境保全関係事業について(その1)

- 「合併処理浄化槽整備事業」「人工かん養促進事業」については、「熊本市の例に統一する。」
- 「ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発」については、「一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。」
- 「環境美化活動推進事業」については、「一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。」
- 「新世紀漱石の森づくり事業」については、「新市の事業として継続する。」

■協議第25号 水道関係事業について

- 「上水道事業」については、「植木町の上水道整備計画(平成21年度～28年度)は、新市へ引き継ぐ。」
- 「簡易水道使用料(水道料金)」については、「熊本市の料金体系に統一する。」
- 「簡易水道分担金(加入金)」については、「植木町の上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。」

■協議第26号 電算関係事業について

- 「基幹系システム」「情報ネットワークシステム」については、「熊本市のシステムに統合する。」

以上のことが承認されました。

▽第3回協議会で承認された両市町の主な制度比較

| 区分 | 熊本市 | 植木町 |
|----------|---|--|
| 地方税の取扱い | 都市計画税 納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者 税率 0.2% 用途 都市計画事業および土地区画整理事業に充てている。 | 課税なし |
| | 事業所税 ○資産割 1㎡につき600円 ※総延床面積が1,000㎡を超える事業所。 ○従業者割 従業者給与の総額0.25% ※合計従業員が100人を超える事業所。 (非課税・減免対象あり) | 課税なし |
| | 法人市(町)民税 ○均等割 制限税率(標準税率×1.2) ○法人税割 制限税率14.7% | ○均等割 標準税率 ○法人税割 超過税率14.5% |
| | 入湯税 税率 1人/1日 150円 免税点 1,500円(食事代・マッサージなどを含む) | 税率 1人/1日 150円 日帰り1人 70円 免税点 日帰り客で、入湯料金が1人360円以下 |
| 企画財政関係事業 | 慣行の取扱い 市章:ひらがなの「く」の字を図案化したもの 市の木:イチヨウ 市の花:肥後ツバキ 市の鳥:シジュウカラ | 町章:「うえき」の「う」を図案化したもの 町の木:楠 町の花:すいせん 町の鳥:ほおじろ |
| | コンビニエンスストアでの市税収納 収納できる税目 軽自動車税、市県民税、固定資産税 利用できる店舗 約4万店舗(全国利用可) | 制度なし |
| 環境保全関係事業 | 合併処理浄化槽整備事業 小型合併処理浄化槽設置費助成5～50人槽(33～203万円)までの補助制度あり なお、高度処理型浄化槽を設置した場合上乗せあり | 小型合併処理浄化槽設置整備補助事業 5～10人槽(33～54万円)までの補助制度あり また、単独処理浄化槽を撤去した場合補助制度あり |
| | ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 資源ごみ分別収集運営費助成金制度なし | 資源ごみ分別収集運営費助成金 地区に対して資源ごみの分別収集運営に要する経費を助成 |
| 水道関係事業 | 簡易水道使用料(水道料金) 上水道料金 (例)13mm 20㎡ 2,520円 30㎡ 4,200円 20mm 20㎡ 2,877円 30㎡ 4,557円 | 簡易水道料金 (例)13mm 20㎡ 2,700円 30㎡ 4,380円 20mm 20㎡ 2,750円 30㎡ 4,430円 |
| | 簡易水道分担金(加入金) ○上水道加入金 13mm 63,000円 20mm 126,000円 25mm 189,000円 40mm 630,000円 ○引き込み負担金制度 制度なし | ○簡易水道加入分担金 13mm 39,900円 20mm 52,500円 25mm 141,750円 40mm 283,500円 ○引き込み負担金制度 加入金と一緒に12万円を引き込み負担金として徴収し、本管からの引き込み工事を町が受託 |